関西防災・減災プラン(総則及び地震・津波災害対策編)の見直しについて

平成29年8月3日 広域防災局

関西防災・減災プラン(総則及び地震・津波災害対策編)(以下「プラン」という。) については、東日本大震災での対応を踏まえ平成24年に策定した。

その後の災害対策基本法等の改正や熊本地震・鳥取県中部地震での被災地支援等を踏まえ、今年度、プランの見直しを行う。

1 見直しの視点

- (1) 災害対策基本法等法令の制定・改正を反映
 - (・避難所運営支援、巡回健康相談等の都道府県から市町村への応援対象業務の拡大
 - |・国等のプッシュ型支援 等
- (2) 平成28年度に発生した熊本地震や鳥取県中部地震の支援における経験を踏まえる。
 - 支援チーム派遣

- ・関係者ミーティングの実施
- ・災害対策(支援)調整会議の開催 等
- (3) 内閣府が平成29年3月に公表した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」との整合性を図る。
- (4) プラン策定後に実施した緊急物資円滑供給システムなどの具体的な対策を反映
- (5) プランに記載の対応方針や手順について検証を行い、定期的に見直すことにより、 効果や実効性を確保する枠組みを付加

2 スケジュール

(1)計画策定委員会

学識者等による計画策定委員会を設置し、6月20日に第1回委員会を開催し、現在プラン見直し中間案をとりまとめ中

10月に第2回を開催し、パブコメ意見等を反映した最終案を議論

(2) パブリックコメント等の実施

8月下旬から中間案についてパブリックコメントを実施するとともに、9月9日の 防災医療常任委員会で説明

(3) 最終案の取りまとめ

10月の広域連合委員会で報告、11月の広域連合議会で議決を経て、見直したプランを公表

【参考】関西広域防災計画策定委員会

各構成府県からの推薦を受け、以下の委員からなる委員会を設置

	氏	名	所属・職	
	太田	直子	たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なまず」代表	
0	河田	惠昭	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター長	
	神田	彰	公益社団法人関西経済連合会理事	
	岸谷	義雄	公益財団法人兵庫県消防協会長	
	木村	玲欧	兵庫県立大学環境人間学部准教授	
	近藤	民代	神戸大学大学院工学研究科准教授	
	中井	康雄	亀岡市篠町自主防災会長	
	中野	晋	徳島大学教授・環境防災研究センター長	
	野田	隆	奈良女子大学研究院生活環境科学系教授	
	平田	隆行	和歌山大学システム工学部准教授	
0	室﨑	益輝	兵庫県立大学減災復興政策研究科長	
	山下	淳	関西学院大学法学部教授	

^{※◎}は委員長、○は副委員長を示す。

改正後の関西防災・減災プラン(案)の概要

関西防災・減災プランの策定の背景と目的

1 背景

これまで関西では、関西全体を視野に入れた防災・減災の取り組みが行われてこなかった。東日本大震災のような大規模広域災害に対しては、広域的に対応することの重要性を改めて認識した。

2 目 的

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル "関西" を実現することをめざし、関西広域連合規約及び関西広域連合広域計画に基づき、南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害に対し、関西広域連合(以下「広域連合」という。) がとるべき対応方針やその手順等を定める。

関西防災・減災プラン(総則編)の概要

I プランの趣旨

1 策定の目的

大規模広域災害に対し、広域連合がとるべき対応方針やその手順等を定める。

2 策定にあたっての考え方

広域連合と府県や市町村その他の防災・減災に関わる主体との関係を明らかにするため、初動期から復旧・復興期に至る過程をシナリオ化し、その中で広域連合の役割を明示する。

3 策定方針

①阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験・教訓を踏まえたプラン、②府県民に分かりやすいプラン、③充実・発展型のプランの3つの方針に基づき策定する。

なお、概ね3年に1度はプランの見直しを行う。〈礁の実難確認を網〉

■ プランの特徴

- ① 全国初の本格的な広域にわたる防災・減災プラン
- ②「受援」のあり方に踏み込んだプラン
- ③「初動対応」、「応急対応」に加え、「復旧・復興」過程を含めてシナリオ化したプラン
- ④ 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン
- ⑤ 構成府県、市町村だけでなく、企業、ボランティア団体、府県民と連携・協力を進めるプラン
- ⑥ 未曾有といわれた2つの大震災等の教訓を盛り込んだプラン

■ 広域連合だからできること

- ① 関西全体の防災の司令・調整役として被災府県の応援・受援を迅速に実施
- ② ノウハウの共有により、質の高い災害対応を行うことが可能
- ③ 国の出先機関など関西の関係機関とともに迅速かつ的確な災害対応を実現
- ④ 他の広域団体や民間企業、ボランティア等との連携により、迅速な災害対応や被災地のいち早い 復旧・復興を実現
- ⑤ これまで取り組んでこなかった広域防災事務を先駆的・先導的に実施し関西の安全・安心を向上

Ⅱ 対象とする災害

本プランは、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害を対象とする。

Ⅲ 広域連合の役割

- ・ 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示
- 応援・受援の調整
- 災害情報の共有、情報の発信
- ・ 災害に備えるための事業の企画・実施

関西防災・減災プラン(地震津波災害対策編)の概要

I 被害想定

関西において大規模広域災害をもたらす地震に対し、構成府県で行った被害想定に基づき、防災・減 災対策を体系的に講じる。

Ⅱ 災害への備え

平常時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災に資する事業を展開し、災害に備える。

- ・ 関係機関・団体等との平常時からの連携 (構成府県、他の広域ブロック、国、専門家・防災研究機関、企業・ボランティア 等)
- ・ 防災・減災事業の展開 (災害対応体制の整備、救援物資の備蓄、集積・配送体制 (プッシュ型支援 〈機(!) 災害対基本法の改正〉、 緊急物資円滑供給システム推進 〈機(!) 広域論の新なな報〉)等)

Ⅲ 災害への対応

1 初動シナリオ

広域連合では、情報収集すべき事象をあらかじめ定め、広域防災局、構成府県及び連携県による緊 急派遣を行って支援ニーズを把握し、応援体制を確立する。

- 情報収集体制の確立
- ・ 緊急派遣チーム (先遣隊) の派遣
- ・ 応援・受援体制の確立
 - 被災府県、市町村の受援業務 〈礁(!) 災謝疑本法の改正〉
 - ・ 被災自治体内の体制を例示 <視線の国の受援体制がイドライン策定による変更>
 - ・ 広域連合の応援体制 (災害対策 (支援) 調整会議等) < 礁() 熊林堰の支援線を踏また変更>

2 応援・受援シナリオ

広域連合は、円滑な応援・受援が実施されるよう、構成府県及び連携県とともに職員を派遣して現地支援本部・現地連絡所を開設し、被災自治体はもとより、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。

なお、原則としてチーム派遣により被災地支援を行う。〈礁⑵ 熊本地震の支援総を踏まれた変〕〉

- ・ 情報の収集・提供
- 現地支援本部・現地連絡所の設置(関係者ミーティングの実施等) <視点(2) 熊本地震の支援経験を踏まえた変更>
- ・ 被災者の支援
- ・ 救援物資の需給調整 (物資供給システム運用)

<視点(4) 広域連合の新たな取組>

- ・ 応援要員の派遣・受入調整
- ・ 広域避難の受入調整
- ・ 広域的な災害廃棄物処理の調整
- ・ ボランティアの活動促進

3 復旧・復興シナリオ

広域連合は、被災地の復旧・復興にあたり、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。

- ・ 復興戦略の策定
- 被災自治体の復興業務への支援
- ※ 初動、応急、復旧・復興のそれぞれのステージごと、対応すべき事項ごとに順位づけし、それぞれの事項に係る関係機関の具体的な動きを、特に応援・受援に関するものを中心に災害対応のオペレーションを明示

9

関西防災・減災プラン 現行 見直し案(主なもの) 見直しの考え方 総則編 総則編 プランの趣旨 プランの趣旨 4 計画期間 4 計画期間 視点(5) 実効性を確 平成 23 年度は、地震・津波災害対策編を策定するとともに、原子力災 計画期間は設けないが、概ね3年に1度は本プランの見直しを行う。 また、プランの見直しにあたっては、この計画の効果や実効性を確保で 害対策編について概括的・骨格的な計画を策定する。 保するため きるようフォローアップを行い、PDCAサイクルにより見直しを行う。 なお、風水害対策編、感染症対策編については、平成 24 年度以降順次 の枠組みを 付加 策定していく。 また、不断の見直しを行い、必要に応じて修正することから、計画期間 は設けない。 地震・津波災害対策編 地震・津波災害対策編 Ⅱ 災害への備え |Ⅱ 災害への備え| 2 防災・減災事業の展開 2 防災・減災事業の展開 (1) 災害対応体制の整備 (1) 災害対応体制の整備 ③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築 ③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築 視点(1) ア 物資集積・配送マニュアルの策定 ア 緊急物資円滑供給システムの運用 災害対策基 広域連合は、大規模広域災害発生時において、構成府県や全国から送 広域連合は、大規模広域災害発生時において、被災した自治体からの 本法改正に 付される物資の受入れ、迅速な仕分け、輸送手段・ルート等の確保の手 要請を待たずに被災地に緊急輸送するプッシュ型支援による物資及び 基づく変更 法等を定めた物資集積・配送マニュアルを策定する。 構成団体や全国から送付される物資を被災者に迅速に届けるため、緊急 併せて、倉庫、トラック等の事業者など民間のノウハウや施設などを 視点(4) 物資円滑供給システムの運用を図る。 活用できる仕組み、さらにボランティア・NPOとの連携についても検 併せて、関西災害時物資供給協議会を通じ、行政、企業の連携体制を 広域連合の 構築し、大規模災害時に物資円滑供給システムが機能するよう平時から 新たな取組 計を行う。 体制構築に取り組む。 みを反映

Ⅲ 災害への対応

- 1 初動シナリオ
- (3) 応援・受援体制の確立

- ③ 構成府県及び連携県の応援・受援体制の確立
- イ受援体制の確立

被害が甚大で構成府県・連携県からの応援を受ける府県(以下「受援 府県」という。)は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。 また、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集する とともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他

1 初動シナリオ

Ⅲ 災害への対応

- (3) 応援・受援体制の確立
- ② 災害対策本部の設置
- イ 災害対策 (支援)調整会議の開催

具体的な支援方法及び内容を調整・決定し、各構成団体間の情報共有一熊本地震の を図るため、各構成団体の広域防災局参与(危機管理監等)又は参与の 指定する職員を構成メンバーとする会議を必要に応じて開催する。

その際、必要に応じて、連携県にオブザーバーとしての参加を求める。 なお、会議は、TV会議システム等を活用して開催する。

- ③ 構成団体及び連携県等の応援・受援体制の確立
- イ受援体制の確立

被害が甚大で構成団体・連携県及び圏域外からの応援を受ける府県 (以下「受援府県」という。)及び市は、円滑に応援を受け入れるため の体制を整備※する。また、府県は、被害が甚大と想定される市町村に 職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を

視点(2)

支援経験を 踏まえた変 関西防災・減災プラン 現行 見直し案(主なもの) 見直しの考え方

の自治体との連絡・調整を図る。

なお、具体的な受援体制については、関西広域応援・受援要綱を策定 し、府県のモデルとなる受援体制を検討する。

また、必要に応じて、被災地外に人的・物的支援の拠点を設置するこ とについて検討する。

(被災府県の受援業務)

受入

- 重傷患者広┃・広域搬送拠点の確保・運営
- 域 搬 送 、 |・DMAT、救護班への情報提供(被害状況、活動場所等)
- DMAT、救護班 | ・災害拠点病院等活動場所への救護班搬送体制の確保 等

(被災市町村の受援業務)

消火部隊、 班等受入、 重傷患者搬

送

- 救命救助・一・応援部隊、DMAT及び救護班等への情報提供(被害状況、活 動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図等)
- DMAT、救護 ・応援部隊及び DMAT・救護班等の受け入れ調整

2 応援・受援シナリオ

応急対応期には、被災自治体は災害対応業務に忙殺されることとなる。 そのなかで、円滑な応援・受援が実施されるよう、広域連合は、構成府県 及び連携県とともに職員を派遣して現地支援本部・現地連絡所を開設し、 被災自治体はもとより、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応 援に入っている自治体等との調整を行う。

支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。

なお、受援体制については、「関西広域応援・受援実施要綱」、「緊急 物資円滑供給システム報告書」、「南海トラフ地震応急対応マニュアル」 等に基づく。

※受援体制の例

円滑な応援の受入れを実現するため、被災府県には、災害対策本部 国の受援体 内に「応援・受援本部」を、被災市町村には災害対策本部内に「受援|制に関する 班・受援担当」を設置して、①応援・受援に関する状況把握や取りま │ガイドライ とめ、②資源の調達・管理、③庁内調整、④応援職員の受入調整等の | ン策定に基 業務を行う。

視点(3)

視点(1)

災害対策基

本法改正に

基づく変更

視 点(1)

災害対策基

本法改正に

基づく変更

づく変更

(被災府県の受援業務)

- 重傷患者広・広域搬送拠点の確保・運営
- 域 搬 送 、 ・ DMAT、救護班等医療、介護・福祉にかかる応援要員と DMAT、救護班 の緊密な連携 (被害状況、活動場所の情報提供等)
- 等医療、介|・災害拠点病院等活動場所への救護班搬送体制の確保
- 護・福祉支援・巡回健康相談支援の受入調整等

の受入

避難所運営・避難所運営支援の受入調整

支援の受入

(被災市町村の受援業務)

消火部隊、 DMAT、 救護 療、介護・ 受入、重傷

患者搬送

- | 救命救助・ | ・応援部隊、DMAT、救護班等医療、介護・福祉にかかる応援要 員との緊密な連携(被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、 進出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等)
- 班 等 等 医 ・応援部隊及び DMAT、救護班等等医療、介護・福祉にかかる 応援要員の受入調整
- 福祉支援の一・巡回健康相談支援の受入調整

2 応援・受援シナリオ

なお、被災自治体において行政機能を失うなどの被害を受けた場合に 支援経験を は、被災地のニーズを確認しながら、原則として支援チーム派遣により被 災地支援を行う。

視点(2) 能本地震の |踏まえた変

初動期(概ね3日間)から応急対応期に移行すると、応急対応期には、 被災自治体は災害対応業務に忙殺されることとなる。そのなかで、円滑な 応援・受援が実施されるよう、広域連合は、構成団体及び連携県とともに 職員を派遣して現地支援本部・現地連絡所を開設し、被災自治体はもとよ り、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治 体等との調整を行う。